

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿南市長 岩佐 義弘

市町村名 (市町村コード)	阿南市 (362042)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂谷地区 大田井、山浦、大井、水井、十八女、深瀬、楠根上、楠根中、楠根下、熊谷、野尻、馬場、吉井、南加茂、西加茂、不け、大谷、細野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、10年後を見据える中で後継者不足や遊休農地の更なる増加が課題である。一方で、加茂谷RMO推進協議会の様な新たな活動組織も現れている。また、認定農業者、集落営農法人、新規就農者等の担い手が存在し集積を進めている集落もあるが集約化が進まず作業効率に課題を抱えている。さらに、地区の大部分が中山間地域であり鳥獣被害が多く荒廃農地化が加速している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とした土地利用型農業や施設園芸農業が定着しており、今後も同様の利用を進めていく一方で、持続可能な農業のため高収益作物への転換等も検討していく。
また、農作業の効率化等のため担い手や所有者の意向を確認しつつ基盤整備事業を検討し農地の集積、集約化をすすめていく。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地の利用をしていく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	318 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	318 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・耕作状況等を鑑みながら農業振興地域を基本区域とし農地利用を積極的に進めていく。
・保全・管理等のエリアについては、地元協議を積み重ね必要に応じて、適宜、設定する。
・以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和6年10月29日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
阿南市楠根町南原37番地、38番地、47番地、48番地、49番地 地図No.1

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
吉井地区については、平成30年度に設立された集落営農法人を中心に引き続き集積・集約化に取り組む。 加茂地区については、令和5年度に担い手に集積・集約化を行い、安定的な農業経営を目指す。 その他地域も、農地中間管理機構等を活用し目標地図へ位置づける者への集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の制度の説明、活用を積極的に推進し、担い手への農地集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の農業者(担い手等)が効率的に農業を実施するため圃場整備事業等による農地の大区画化等を検討しより集積が行いやすい環境づくりを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
移住就農者を増やし地域の担い手として育成する。農業の技術や産地の維持を目標に、新規就農者、後継者候補に農業技術の継承を含む育成、支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
受け手が見つからない農地は、農業支援サービス事業者等との農作業受委託を検討し遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①シカ等の鳥獣被害防止のため侵入防止柵の設置、管理を地域で実施する。
 ②有機・減農薬に取り組む圃場の面積拡大に努める。
 ③農作業の効率化や収量増加を図るためスマート農業の検討を行う。
 ⑤地域のブランドであるスダチ等の農業の魅力を発信し新規就農者や移住農業者の増加に努める。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し継続して集落内の農地保全・管理、農業用施設(水路、農道)の維持管理を行う。
 ⑧イチゴやチンゲン菜等の施設園芸農業について既存施設の活用も含めて推進していく。
 ⑨本地域には、WCSに取り組む牧場もあり引き続き耕畜連携の取り組みを推進していく。

